

企業会計基準公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準（案）」等 に対する意見

2019 年 3 月 19 日
日本公認会計士協会

当協会は、このたび公表されました企業会計基準公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準（案）」等（以下「本公開草案」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

質問 1（開発にあたっての基本的な方針に関する質問）

本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

同意する。

質問 2（適用範囲に関する質問）

本公開草案の適用範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

同意する。しかしながら、リース取引から生じる債権債務を適用範囲に含めることについては検討する必要がある。

（理由）

リース取引から生じる債権債務は本公開草案の適用範囲に含まれる一方で、IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」という。）では範囲に含まれない。本公開草案は日本基準を国際的に整合性のあるものとするを目的として開発されたものであるが、IFRS 第 13 号と適用範囲の相違が生じており、リース取引から生じる債権債務を適用範囲に含めるか否かについて検討の余地がある。

質問 3（時価の定義に関する質問）

（質問 3-1）時価の定義に関する質問

本公開草案では、IFRS 第 13 号を基礎として、時価の定義を算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格とすることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

同意する。

(質問3-2) 期末前1か月の平均価額に関する定めの削除に関する質問

本公開草案では、その他有価証券の時価として期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めに削除することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

同意する。

質問4 (時価の算定単位に関する質問)

本公開草案では、時価の算定単位を、それぞれの対象となる資産又は負債に適用される会計処理又は開示によるとしていますが、一定の要件を満たす場合は、金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定することができることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

同意する。

質問5 (時価の算定方法に関する質問)

本公開草案における、時価の算定方法に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

以下の事項については検討が必要と考える。

- (1) 企業会計基準適用指針公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準の適用指針(案)」(以下「時価算定適用指針案」という。)第42項において、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであるか、企業が判断するに当たり実施する手続が挙げられているが、手続が例示であることを意図するのであれば、「必ずしも全てを実施する必要はなく、」の文言を削除することが必要と考える。
- (2) 時価算定適用指針案第33項において、「当初認識時において評価技法を用いた結果が取引価格と同一となるように評価技法を補正する必要がある」との記載は、いわゆる、「取引価格と公正価値の差額より生じる損益」(以下「取引日損益」という。)の認識を今後認めないことを示唆するように読める。IFRSにおいては、取引日損益の認識に関する規定が別途存在する(IFRS第9号B5.1.2A)

が我が国の企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）において明確な記載はなく、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品会計実務指針」という。）第 243 項に記載の内容に従い、取引日損益は発生時において損益認識されている。時価算定適用指針案は金融商品会計基準上の取扱いの変更を意図するものではないと理解するが、そうであれば、その旨を明示するか、又は平易かつ誤解を生じない表現に修正することが必要と考える。

(理 由)

- (1) 時価算定適用指針案に「なお、上記の手続は例示であり、必ずしも全てを実施する必要はなく、各企業が状況に応じて適切な手続を選び実施することが考えられる。」と記載されているが、下線部分は、記載された手続のうち、少なくとも一つ以上を実施する必要があることを意図しているかの表現にも見受けられる。
- (2) 時価算定適用指針案の記載は、金融商品会計基準上の取引日損益の取扱いの変更を意図しているような誤解を招く可能性がある。

質問 6（その他の取扱い）

本公開草案における、その他の取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。また、その他に我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目として考えられるものがあれば、ご記載ください。

【意 見】

時価算定適用指針案第 24 項において、第三者から入手した相場価格の利用に関して、一定の要件を満たす場合、同一通貨の固定金利と変動金利を交換する金利スワップ及び為替予約取引に限定して、第三者から入手した相場価格を時価とみなすことができることとされているが、なぜこの二つのデリバティブのみを対象とするかということについて、結論の背景等に説明が提供されることが望まれる。

(理 由)

時価算定適用指針案第 24 項の対象となるデリバティブ取引以外にも、時価の算定の不確実性が相当程度低いと判断される同類の商品（例えばレベル 2 の時価に属する、いわゆるプレーン・バニラ・通貨スワップ等）が存在しており、それらも第三者から入手した相場価格を時価とみなすことができる対象に含めることも考えられる中、なぜこの二つのみが時価算定適用指針案第 24 項の対象となるのかについては必ずしも明確ではない。

質問 7 (市場価格のない株式等の取扱い)

本公開草案における、市場価格のない株式等の取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

市場価格のない株式等とは、企業会計基準公開草案第 65 号（企業会計基準第 10 号の改正案）「金融商品に関する会計基準（案）」（以下「金融商品会計基準案」という。）第 19 項において「市場において取引されていない株式」と定義されるが、その定義や範囲は必ずしも明確でない。

- 金融商品会計基準（注 2）には、「市場には、公設の取引所及びこれに類する市場のほか、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム等も含まれる。」とあるが、この説明は、市場の種類について説明をしているため市場そのものの定義ではないと理解しており、「市場」の定義の明確化が望まれる。
- 例えば上場株式のうち、取引が活発でない、又は取引が停止されているなどの理由で一定期間取引されていないものは「市場において取引されていない株式」に含まれないかどうか、「市場において取引されていない」の意味するところの明確化が望まれる。
- 「等」の範囲に、どのような金融商品が含まれるのについての明確化が望まれる。

また、現行の金融商品会計基準の時価を把握することが極めて困難と認められる株式の範囲を引き続き踏襲していると理解するが、そうであれば、結論の背景等にその旨の説明が提供されることが望まれる。

（理由）

「市場価格のない株式等」に該当するかどうかにより、算定ベースが取得原価になるか時価になるか、結果が異なるという影響の大きさを考えれば、現行の金融商品会計基準に従った会計実務への影響や、その範囲を適切に判断できるよう明確な定義や説明の提供が必要と考える。

質問 8 (開示に関する質問)

(質問 8-1) 開示項目に関する質問

本公開草案では、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項として上記の(1)から(7)の開示項目の注記を求めることを提案しています。一方で、上記の(8)及び(9)の注記は求めないことを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

企業会計基準適用指針公開草案第 65 号（企業会計基準適用指針第 19 号の改正案）

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」（以下「金融商品時価開示適用指針案」という。）第 39 - 4 項で、「時価算定における不確実性の大きさを勘案したうえで、」との文言があるが、その趣旨が判明するように修正又は説明の提供をすることが考えられる。

（理 由）

注記の必要性の判断において「時価算定における不確実性の大きさを勘案」の趣旨が明らかでない場合、会計実務上機能するか懸念があると考えられる。

（質問 8-2）期首残高から期末残高への調整表に関する質問

期首残高から期末残高への調整表において、上記の(1)から(4)の増減理由に区別して記載すること、また、上記の(2)については購入、売却、発行及び決済の額の純額で記載することも認める提案をしています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意 見】

同意する。

質問 9（適用時期及び経過措置に関する質問）

（質問 9-1）適用時期に関する質問

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意 見】

同意する。

（質問 9-2）経過措置に関する質問

本公開草案では、①から⑧の経過措置を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意 見】

以下の事項については検討が必要と考える。

(1) ①、②、⑦の経過措置について

時価算定会計基準案第 20 項では「観察可能なインプットを最大限利用しなければならない定めなどにより、本会計基準の適用に伴い時価を算定するために用いた方法を変更することとなった場合で、当該変更による影響額を分離することができる」ときは会計方針の変更として遡及修正することができる」として一方、金融商品会計基準案第 44-2 項では「時価の定義（第 6 項参照）の見直しに伴う本会計基準の平成 XX 年改正により生じる会計方針の変更は、時価

の算定を変更することになり得るという意味では時価算定会計基準が定める新たな会計方針の適用（時価算定会計基準第19項）と同一であるため、将来にわたってのみ適用され、遡及修正は認められないとされている。本公開草案の適用初年度の会計処理には、会計方針の変更又は会計上の見積りの変更に従う取扱いが混在し複雑化している。会計実務上は、両者の区分が不明確であることも多いことから財務諸表作成者の理解に資するため、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準における取扱いを踏まえた上で、経過措置の取扱いを明確に整理した説明を提供することが望まれる。

(2) ③の経過措置について

第三者から入手した相場価格の利用の適用開始時期にかかる経過措置の対象期間においては、当該経過措置の対象商品について、金融商品時価開示適用指針案第5-2項の開示を不要とすべきか検討する必要がある。

(3) ④の経過措置（投資信託の範囲）について

投資信託の時価の算定に関しては、会計基準等公表後おおむね1年をかけて検討を行うとされているが、投資信託及び投資法人に関する法律に基づく投資信託に類似する商品である外国籍投信などが経過措置の対象となる「投資信託」の範囲に含まれるかどうか、明確化する必要があると考える。

(4) ④の経過措置（投資信託の時価の算定及びレベルの分類）について

投資信託の時価の算定に関して現行の取扱いを踏襲しつつ、便宜的な時価のレベルの分類を定めているが、時価の算定の検討を延期しながら開示を求めるとは、整合性を欠くおそれがある。また、便宜的な時価のレベル分類は会計実務上の混乱を生じさせるおそれがあるため、投資信託の時価の算定に関する取扱いが改正されるまで、時価のレベルの分類及び開示は延期すべきと考える。

(理由)

- (1) 時価算定の方法の変更は、通常、見積りの変更と考えられるが、時価算定会計基準案第20項の「本会計基準の適用に伴い時価を算定するために用いた方法を変更することとなった場合で、時価算定の方法を変更することとなった場合で当該変更による影響額を分離することができるときは、会計方針の変更に該当するものとし、」との定めに関して、なぜ会計方針の変更とできるのか明確ではない。また、その他有価証券の期末の貸借対照表価額に対する期末前1か月の平均価額の使用を廃止することの影響は、金融商品会計基準案の経過措置において「将来にわたって適用する。」との記述で、会計実務上足りると判断していると

推察される。本公開草案における経過措置が複雑な提案となっており、不要な混乱を避けるため、金融商品会計基準案の適用時点（期首）における減損損失の再計算が不要とされる取扱いについての明確化が望ましいと考える。

- (2) 第三者から入手した相場価格を利用して時価とし、その時価がどのように算定されているかの判断が要求されていない以上、当該時価の評価技法等について開示対象とすることは整合的ではないとも考えられる。
- (3) 経過措置の対象範囲が曖昧となり、会計実務上、誤解や混乱を生じさせるおそれがある。また、投資信託及び投資法人に関する法律に基づく投資信託に性質が類似する商品との会計処理の整合性を欠く可能性がある。
- (4) 投資信託の時価の算定及び便宜的に定められた時価のレベルの分類方法に関して、以下の事項について会計実務上混乱を生じさせる可能性がある。
 - ① 私募の投資法人（会社型投資信託）

私募 REIT を始めとする投資法人の投資口は、議決権や監督権限を有する等株式に近い性質を有しており、保有資産も金融資産は少なく、不動産等の本公開草案の適用範囲外となるものが多い。

この点、非上場株式は取得原価で算定されるのに対し、私募の投資法人投資口について時価算定及びレベル3の詳細開示が求められるのは、整合性を欠く可能性があることから、私募の投資法人投資口については、非上場株式と同様に取得原価で算定すべきと考える。
 - ② 不動産や非上場株式を主な投資対象とする私募投資信託の時価の取扱い

私募の不動産投資信託や非上場株式投資信託を時価評価する際の重要なインプットは、不動産鑑定評価額や非上場株式の評価額等となるが、当該評価額及び算定方法は、本公開草案の適用範囲外である。これらに対しても時価算定を求める場合には、現行の会計実務の変更にもつなげるため、実務上の影響が大きいとともに、不動産や非上場株式の時価の取扱いに関する整理も別途必要になると考えられる。
 - ③ 投資信託の市場が活発か否かの判断

上場投資信託以外の投資信託については、活発な市場か否かの判断に必要な設定及び解約に関する情報を投資家が入手することができないため、当該基準に基づく時価のレベル1かレベル2の分類の判断は、実務上著しく困難である。
 - ④ 信託約款又は規約の定めにより、算定日において基準価格で無条件に解約可能か否かの判断

私募投資信託においては、業務運営上の観点から一度に解約できる金額や口数に制約がある場合や、特定日にのみ解約が可能である場合、解約までに数日～数週間かかる場合など、信託約款又は規約の定めが実質的な意味を有するかの判断も含めて様々な場面が想定されるため、会計実務上の考え方の整理及び明確化が必要と考える。

質問 10（設例に関する質問）

本公開草案における IFRS 第 13 号の設例を基礎とした設例の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、その他に我が国に特有な取引等について、設例として追加することが、より整合性のある適用につながると考えられるものがありましたら、ご記載ください。

【意見】

以下の事項については検討が必要と考える。

(1) 設例 5 について

株式を例とするのではなく、債券等にするなどの修正を検討する必要があると考える。

(2) 設例 8 について

「13%が現在の市場の状況において最も時価を適切に表すための市場利回りであると判断した。」との結論に至る判断過程について、追加的な説明を提供することが望まれる。

(理由)

- (1) 本公開草案では、市場価格のない株式等は引き続き取得原価で算定となるが、「売却が特定の期間にわたって法的に制約される株式」という設例の表現は、非上場株式を連想させ、非上場株式の時価算定に関する設例と誤解を生じさせるおそれがある。
- (2) 結論に至る判断過程として「以上より、A社は、市場参加者が用いる市場利回りの見積り（12%）に、第三者から入手した情報における市場利回り（15%から17%）を考慮した結果、」と記載されているが、前段にて、第三者から入手した価格は取引の結果を示しておらず、また、評価技法又はインプットは評価できなかったとされている中で、なぜ結論のような帰結になるのか、理解が難しい設例となっている。

質問 11 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【意見】

以下の事項については検討が必要と考えられる。

- (1) 時価算定会計基準案第 21 項の定めのとおり、本公開草案適用により、実務対応報告第 25 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」が廃止されるが、廃止に伴う会計処理について言及することが必要と考える。

- (2) 企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（以下「結合分離等適用指針」という。）第 38 項について、以下の事項について検討が必要と考えられる。
 - ① 「支払対価として取得企業の株式が交付された場合の取得の対価は、原則として、当該株式の企業結合日における時価により算定する。なお、非公開企業同士の株式の交換において、企業結合会計上の測定値として妥当と認められる時価純資産が算定されている場合（第 357 項参照）には、被取得企業から受け入れた識別可能資産及び負債の企業結合日の時価を基礎とした正味の評価額をもって評価することもできる。」とされ、現行の結合分離等適用指針の(1)から(4)が削除され、なお書きが追加されている。現行の結合分離等適用指針では(1)市場価格がない場合、また、(2)及び(3)の合理的に算定した価額が得られない場合に、(4)の「被取得企業から受け入れた識別可能資産及び負債の企業結合日の時価を基礎とした正味の評価額（第 357 項参照）。」を用いることができるものとされており、改正案のように「企業結合会計上の測定値として妥当と認められる時価純資産が算定されている場合（第 357 項参照）」という判断は必要とされていなかったと理解している。このため、なお書きでの「企業結合会計上の測定値として妥当と認められる時価純資産が算定されている場合（第 357 項参照）」とはどのような場合が該当するのか、どのような場合を想定しているのかなど、判断基準の明確化が望まれる。
 - ② 「支払対価として取得企業の株式が交付された場合の取得の対価」について、評価モデルを使用して時価を算定する場合には、被取得企業側の株式の時価よりも、取得企業側の株式の時価を優先する点を補足的に記載することが考えられる。
 - ③ 「支払対価として取得企業の株式が交付された場合」の「株式」には、種類株式も含まれることを明確化することが考えられる。

- (3) 本公開草案の文言および表現に関し、以下の事項の修正の必要性について検討が必要と考えられる。
- ① 時価算定会計基準案第 14 項に関し、払込資本を増加させる金融商品の例として企業結合の対価として発行される株式の記載があるが、共通支配下の取引の場合には必ずしも時価を算定することにはならないため、例示を記載するのであれば「(例えば、取得とされた企業結合の対価として発行される株式)」として下線部を追加することが考えられる。
 - ② 時価算定適用指針案第 6 項に関し、「評価技法又はその適用の変更をする場合(会計基準第 10 項)」との記載は、「評価技法又はその適用を変更する場合(会計基準第 10 項)」とすることが考えられる。
 - ③ 時価算定適用指針案第 26 項に関し、「事業年度」との記載は、「連結会計年度及び事業年度」とすることが考えられる。
 - ④ 時価算定適用指針案第 29 項に関し、「企業が算定日において利用できる主要な市場」との記載は、「企業が算定日において利用できる主要な市場又は最も有利な市場」とすることが考えられる。
 - ⑤ 金融商品会計基準案第 19 項に関し、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」における組合等への出資金に関する会計処理との整合性の観点から、「市場価格のない株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。市場価格のない株式とは、市場において取引されていない株式とする。また、出資金など株式と同様に持分の請求権を生じさせるものは、同様の取扱いとする。なお、民法上の組合等において、おける構成資産が主にのうち、市場価格のない株式及び出資金などである場合についても、同様の取扱いとする。これらを合わせて「市場価格のない株式等」という。」として下線部を修正することが考えられる。
 - ⑥ 金融商品時価開示適用指針案の開示例「2. 製造業 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明 有価証券及び投資有価証券」に関し、記載の整合性と明瞭性の観点から、「上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているおり、無調整の相場価格を利用できるため、その時価はレベル 1 の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。」として下線部を修正することが考えられる。

(理 由)

- (1) 時価算定会計基準案適用による変更であり、時価算定会計基準案第 19 項のとおり、原則として将来にわたって適用されることとなるが、第 20 項のとおり「本会計基準の適用に伴い時価を算定するために用いた方法を変更することとなった場合で、当該変更による影響額を分離することができるときは、会計方針の変更に該当する」取扱いを適用することもできるのかが、必ずしも明確ではない。
- (2) ①～③の理由は以下のとおりである。
- ① 時価算定会計基準案では、原則として時価を把握することが極めて困難な金融商品は想定されていないため、取得とされた企業結合の対価の時価（例えば、取得とされた企業結合の対価として発行された株式の時価）と識別可能資産・負債の時価（いわゆる時価純資産）との差額で、のれんが算定されることを踏まえると、「企業結合会計上の測定値として妥当と認められる時価純資産が算定されている場合（第 357 項参照）」の判断に関して、実務上の困難さが懸念されるため。
- ② 第 38 項の対価の優先順位の定めが全て削除されており、取得企業側の株式の時価と被取得企業側の株式の時価の双方がある場合に、現行の以下の(2)、(3)の順に判断する点に分かり難く見えるため。
- (2) (1)がない場合で、取得企業の株式に合理的に算定された価額（金融商品会計実務指針第 54 項）を得られるときは、企業結合日における当該価額に交付株式数を乗じた額（第 356 項参照）。
- 合理的に算定された価額には、類似会社比準方式による評価額（金融商品会計実務指針第 54 項(1)）、割引将来キャッシュ・フロー法による評価額（同項(2)）などが含まれる。複数の評価額が利用されているときは、これらを加重平均するなど、当該価額を合理的に算定する。当該取扱いは、(3)にも適用する。
- (3) (2)が得られない場合で、被取得企業の株式に合理的に算定された価額があるときは、企業結合日における当該価額に交付株式数（交換比率考慮後）を乗じた額（第 356 項参照）。
- ③ 「支払対価として取得企業の種類株式が交付された場合」の定め（第 42 項、第 43 項）が削除され、種類株式の価額を合理的に算定することが困難な場合の「被取得企業から受け入れた識別可能資産及び負債の企業結合日の時価を基礎とした正味の評価額により取得の対価を算定する（第 357 項参照）」という取扱いも削除されている。そのため、通常の株式についての第 38 項に追加さ

れた以下のなお書きでカバーされているかが分かり難く見えるため。

なお、非公開企業同士の株式の交換において、企業結合会計上の測定値として妥当と認められる時価純資産が算定されている場合（第 357 項参照）には、被取得企業から受け入れた識別可能資産及び負債の企業結合日の時価を基礎とした正味の評価額をもって評価することもできる。

- (3) 会計基準の正確性、明瞭性及び整合性を確保するため。

以 上